

令和6年3月
水道局

工事請負契約標準約款の一部改正について

東京都水道局では、働き方改革の観点から、「完全週休2日制」の実現を目指して、週休2日制確保試行工事を実施しています。今後、週休2日制の取組をさらに促進するため、東京都水道局の契約で使用する工事請負契約標準約款について、以下の通り一部を改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正の概要

(1) 現場代理人の常駐について（第9条）

現場代理人の常駐義務の例外について定めた規定について、項目を限定した記載を改め、現場代理人の週休2日が確保されるよう見直します。

(2) その他所要の改正を行います。

2 施行日

令和6年4月1日以降に公告等を行う契約について適用

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当

電話（03）5320-6402